

令和8年度から適用される個人住民税の主な改正点

令和8年度（令和7年1月1日から12月31日の間に得た収入）に係る個人住民税から適用される主な改正点は次のとおりです。

- ・ 給与所等控除の見直し
- ・ 各種控除に係る合計所得要件等の見直し
- ・ 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

1. 給与所得控除の見直し

- ・ 給与収入190万円以下の方のみの改正です。190万円を超える区分の方は改正はありません。

給与等の収入金額	改正前給与所得控除額	改正後給与所得控除額	引き上げ額
162万5千円以下	55万円	65万円	10万円
162万5千円超180万円以下	給与等の収入金額×40%－10万円		10万円～3万円
180万円超190万円以下	給与等の収入金額×30%＋8万円		3万円～0万円
190万円超360万円以下	給与等の収入金額×20%＋44万円	改正なし	0万円
360万円超660万円以下	給与等の収入金額×10%＋110万円		
660万円超850万円以下	195万円（上限）		
850万円超			

2. 各種扶養控除等に係る所得要件・控除額の引き上げ

- ・ 各種所得控除等に係る合計所得金額の所得要件が10万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円

3. 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

- ・ 特定扶養控除対象の19歳以上23歳未満の者のうち、合計所得金額が58万円（改正後の所得要件）を超え、扶養控除を適用できない者についても段階的に控除を受けられる

特定親族特別控除の控除額

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下（123万円超 160万円以下）	45万円
95万円超 100万円以下（160万円超 165万円以下）	41万円
100万円超 105万円以下（165万円超 170万円以下）	31万円
105万円超 110万円以下（170万円超 175万円以下）	21万円
110万円超 115万円以下（175万円超 180万円以下）	11万円
115万円超 120万円以下（180万円超 185万円以下）	6万円
120万円超 123万円以下（185万円超 188万円以下）	3万円